公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による尾張都市計画事業一宮伝法寺土地区画整理事業の左記一の者に対する仮換地の使用又は収益の開始の取消について（通知）は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を左記二、調書の内容を左記三のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　鈴木　良禅
住所　愛知県丹羽郡丹陽村大字伝法寺二六四一番地

二、通知の内容
一宮伝組発第二七六九号
平成二十三年八月二十二日
一宮伝法寺土地区画整理組合
理事長　植田　鐐平

（二四六）鈴木　良禅　様

仮換地の使用又は収益の開始の取消しについて（通知）
平成九年二月十七日付一宮伝組発第四四〇号で通知した仮換地の使用又は収益をすることができる仮換地のうち次の仮換地については、仮換地の指定変更により、取消します。

記

㈠　仮換地の使用又は収益の開始を取消す日
平成二十三年九月一日
㈡　仮換地の使用又は収益をすることを取消す仮換地
調書のとおり

三、調書の内容
名寄番号二四六　街区番号　十三　画地番号　一
街区番号　十三　画地番号　二
街区番号　三十三　画地番号　四
以　上

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、一宮市長に対して審査請求をすることができます。

二　この処分について不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取り消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取り消しの訴えを提起することができます。

平成二十三年八月二十三日
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四
六番地二　一宮伝法寺土地区画整理組合
理事長　植田　鐐平

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による尾張都市計画事業一宮伝法寺土地区画整理事業の左記一の者に対する仮換地指定変更通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を左記二、調書の内容を左記三のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　鈴木　良禅
住所　愛知県丹羽郡丹陽村大字伝法寺二六四一番地

二、通知の内容
一宮伝組発第二七七〇号
平成二十三年八月二十二日
一宮伝法寺土地区画整理組合
理事長　植田　鐐平
（氏名コード）二四六　鈴木　良禅　様

仮換地指定変更通知
土地区画整理法第九十八条第一項の規定に基づき、平成八年十一月二十二日付け一宮伝組発第三九六号で指定しました仮換地について、左記のとおり指定の変更をします。
よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により、通知します。

記

㈠　指定を変更した仮換地の明細
別紙「調書」のとおり
㈡　指定変更後の仮換地の位置
別添図面のとおり
㈢　仮換地の指定変更の効力発生の日
平成二十三年九月一日
㈣　仮換地について使用または収益を開始することができる日
別に定めて通知する

三、調書の内容
名寄番号二四六　氏名　鈴木　良禅

変更前
従前の宅地
大字・字名　丹陽町伝法寺字下元屋敷
地番　二七三三番　地目　畑
登記簿地積　一九一㎡

仮換地
十三街区一画地　地積　一二〇・一九㎡

従前の宅地
大字・字名　丹陽町伝法寺字下元屋敷
地番　二七四七番　地目　田
登記簿地積　一八八㎡

仮換地
十三街区二画地　地積　一一八・九五㎡

従前の宅地
大字・字名　丹陽町伝法寺字飯守神
地番　一八五番　地目　畑
登記簿地積　三八三㎡

仮換地
三十三街区四画地　地積　二七三・二六㎡

変更後
従前の宅地
大字・字名　丹陽町伝法寺字下元屋敷
地番　二七三三番　地目　畑
登記簿地積　一九一㎡

仮換地
十三街区二ノ一画地　地積　一二四・四六㎡

従前の宅地
大字・字名　丹陽町伝法寺字下元屋敷
地番　二七四七番　地目　田
登記簿地積　一八八㎡

仮換地
十三街区二ノ二画地　地積　一一四・二五㎡
十三街区三ノ四画地　地積　五・三五㎡

従前の宅地
大字・字名　丹陽町伝法寺字飯守神
地番　一八五番　地目　畑
登記簿地積　三八三㎡

仮換地
十三街区三ノ三画地　地積　一六〇・一六㎡
十九街区十二画地　地積　九九・〇〇㎡
以　上

注意

一　この通知書記載の「仮換地の指定変更の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

二　別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、または収益することができません。

教示

一　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、一宮市長に対して審査請求をすることができます。

二　この処分について不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ケ月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ケ月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、位置図、仮換地図については一宮市役所掲示場及び組合掲示場に掲示してあります。

平成二十三年八月二十三日
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四
六番地二　一宮伝法寺土地区画整理組合
理事長　植田　鐐平

第５期決算公告

平成23年8月23日

茨城県鹿嶋市大字光３番地
住金鹿島ビジネス株式会社
代表取締役　水口　利彦

貸借対照表の要旨　（平成23年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	59,266	流動負債	23,277
固定資産	1,743	引当金	6,595
有形固定資産	1,342	その他	16,682
無形固定資産	376	固定負債	12,493
投資その他の資産	23	退職給付引当金	11,743
繰延資産	91	役員退職慰労引当金	750
		株主資本	25,330
		資本金	10,000
		利益剰余金	15,330
		その他利益剰余金	15,330
		（うち当期純利益）	(2,903)
合計	61,100	合計	61,100